



認定NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務所 〒700-0933 岡山市北区奥田 1-11-20

E-mail : info@ombud-oka.com ホームページ : <http://www.ombud-oka.com>

政務活動費訴訟の状況

光 成 卓 明

1 岡山県議会 H22 年度事件高裁判決

令和6年7月18日、広島高裁岡山支部で、岡山県議会平成22年度政務活動費事件の判決がありました。＜33人の議員に対して総額1480万0352円を請求せよ＞という、オンブズマン勝訴の判決です。

勝訴ではあるのですが、一審の岡山地裁判決（令和3年6月30日）からは、だいぶ値切られてしまいました。岡山地裁判決は、＜35人の議員に対して、2512万9889円を請求せよ＞というもので、（この間に死去した高橋議員の取下げ分168万4215円を差し引いても）860万円ほど値切られています。

減らされた原因はいくつかあり、

ア 被告側が、控訴審になってから、『按分支出していたのに』という証拠を出してきた分＞が600万円余りあります。これはどうも仕方がないのですが（一審でちゃんと出してきていれば請求を取り下げたはずのものなので）、

イ 当方の言い分（特に、自民党会派会費が自民党県連に流れている件）についての主張が採用されませんでした。

ウ また、池本、加藤、神宝の各議員が「自分が経営する会社に出していた支出」とか、千田議員の（怪しげな）自動車関係支出などについて、相当に減額されました。

たいへん不満なので、上告受理の申立てをし、現在最高裁で審理中です。今年中に判決が出るでしょう。

なお、他の年度分の裁判は、

平成 21 年度分事件 広島高裁岡山支部で審理中。今年中に判決の見通し。

平成 23 年度分事件 岡山地裁で審理中。今年中に地裁判決の見通し。

平成 24 ～ 28 年度分事件 岡山地裁で審理中で、おそらく平成 8 年以降、＜年 1 件くらいのペース＞で判決が出ることになるでしょう。

2 愛媛県議会政務活動費事件判決

愛媛県から当オンブズマンに参加されている井川さんが原告になって、平成 29 ～令和元年度の 3 件の政務活動費裁判が続行中ですが、令和 6 年 3 月 13 日、平成 29 年度分事件（相手方は四国中央市選出の 3 議員）について、松山地方裁判所で判決がありました。宇高議員に 37 万 5000 円（請求額 130 万 6190 円）、鈴木議員に 132 万 5000 円（同 302 万 9935 円）、森高議員に 97 万 5500 円（同 274 万 2795 円）を請求せよ、という勝訴判決です。自民党県連のダミー団体の会費の 70 % について請求が認められたのが画期的でしたが、「1 km 37 円」の自動車燃料代についての請求が認められなかったことが非常に不満です。双方ともが控訴し、高松高等裁判所の判決が、本年 3 月 18 日に言い渡されます。

今後も、裁判の行方（とりわけ県議会）にご注目ください。



岡山県議会海外視察住民監査請求

光 成 卓 明

コロナも明けて、そろそろ議員さんたちが、海外視察にお出かけのはず——と考えまして、令和5年度に行われた岡山県議会議員の海外視察について、支出資料と報告書を情報公開請求で手に入れました。

令和5年度の海外視察は3件。どれも議員さん1人の視察です。（県議会は20年前から、「視察は原則複数人で」という申し合わせがあったはずなのですが、コロナでそんなのも吹っ飛んだのでしょうかね。）

1人は、フランス～ベルギーで主として自転車交通を中心に視察したもの。駅・ホテル等の交通費が支出されていない、通訳・ガイド費用が支出されていないなどの??の点はいくつかあるものの、視察の実質は一応あるように見受けられました。あとの2人が、超問題でした。

1 鳥井良輔議員（民県クラブ、3期目）

9月30日から10月12日まで、視察先はフロリダ～プエルトリコ～ヴァージン諸島。どうやらお仲間数人と、10月3日から8日までカリブ海のヨットクルーズをされていて、支出されているのは航空運賃、日当、「食卓料」などです（クルーズ自体の料金はさすがに出ていませんでした）。支出総額940,647円。鳥井議員はヨットファンで、瀬戸内海でヨットクルーズができるようにしようという活動をしているのだそうですが、それにしてもカリブ海？これ個人の趣味では？観光では？

2 本山紘司議員（自民、1期目）。

1月21日から24日まで（令和6年）、台湾で（お仲間3人と）、日本統治時代の旧跡巡り。産業遺跡とか殉職日本人の廟とか。その間、現地の人との面談の形跡なし。支出総額331,286円。そういうのにノスタルジアを感じるのはご自由ながら、これ趣味では？観光では？

県民としては、違法としか考えられないので、12月6日、住民監査請求を行いました。その後、2月3日付で棄却されましたので、今後は住民訴訟を提起します。

2県議海外視察 公費支出は違法

市民オンブズ
県に監査請求

岡山県議2人が2023年度にそれぞれ行った海外視察で計約127万円の公費が支出されたのは違法だとし、市民オンブズマンおかやまは6日、両県議に返還させるよう伊原木隆太知事に求める住民監査請求を県監査委員に行った。

請求によると、県議の1人は23年9、10月、大型クルーザー「スーパージョット」の県内誘致などを目的に米国や英領バージン諸島を訪問し、県は経費として約94万円を支給。もう1人は24年1月に台湾で日本統治時代に建設されたダムなどを視察し、約33万円が支払われた。市民オンブズマン側はいずれも視察報告書などを調査した上で「県政との関連性はなく、観光に他ならない」と指摘している。

市民オンブズの光成卓明代表幹事は「公費の原資は税金。県議には県民が納得できる使い方をしてほしい」と話した。一方、県議2人は取材に「県政にとって意義ある視察だ」と主張している。

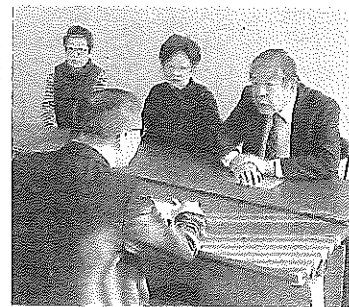
2024.
12.7(土)
山陽新聞

2県議海外視察 「県政関連ない」

市民団体が監査請求

県議2人の海外視察旅行に関する公金支出が違法だったとして、市民オンブズマンおかやまは6日、知事に公金の返還を2人に請求するよう求める住民監査請求をした。請求書によると、県議の1人は2023年9月30日、10月12日、アメリカと英領バージン諸島に視察旅行を行った。視察目的は「瀬戸内海クルーズ環境整備・スーパージョット誘致に向けた調査」とされていた。

10月3、8日は船上泊をしながら諸島の島々をクルーズでめぐっていた。同オンブズマンは「クルーズは旅行会社が



監査請求を行った市民オンブズマンおかやまの光成卓明代表幹事（奥の右端）＝県庁

企画販売したツアーで、県議はそれを利用したと推定される」と主張。「船旅を楽しんでマリナーを見て回った観光に過ぎず、県政とは関連性がない」として、県に旅費約94万円を返還させるよう求めている。

別の県議は今年1月21、24日、台湾に視察旅行を行った。目的は「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」と

されていた。同オンブズマンは「視察先とされた各施設は観光の対象になっている施設」と指摘。「実質的には個人的趣味としての観光だった」と主張し、旅費や通訳料など計約33万円を返還させるよう求めている。

市民オンブズマンおかやまの光成卓明代表幹事は「どういった視察だったのか監査委員で明らかにしてほしい」と話した。（上山崎雅泰）

全国市民オンブズマン大会報告

光 成 卓 明

全国市民オンブズマン大会が、8月31日・9月1日の両日、大阪市で開催されました。リアル・リモート併用のハイブリッド開催の予定だったのですが、例の「鈍足台風」のおかげで——大会当日に大阪を直撃する見込みになってしまって——完全リモートの開催になりました。

メイン・テーマは＜「政治とカネ」＋大阪万博・IR＞で、8月31日の全体会議では、大阪万博の「会場の危険性」（いやー聞いちゃいましたが、そこまでヤバイ場所とは知りませんでした）やズサンな資金計画、自民党の政治資金調査（例のパーティ収入のキックバックですよ）、それに後で述べる地方議会政務活動費「マニュアル」の調査報告などが行われました。

9月1日には、「大阪問題」「政務活動費＋海外視察」「政治資金収支報告書の見方」の3つの分科会が行われ、光成が政務活動費の部の座長を務めました。

今年の政務活動費分科会では、初めての試みとして、全国の都道府県・政令市議会の「政務活動費マニュアル」——各議会が（つまり議員さんたちが自分で）作っている＜どんな費用に使って良いか／いけないか＞の支出基準——を点検・採点して、ランキングを作りました。

調べてみて、少々驚きました。岡山県や岡山市のマニュアルは知っていますので、どこもロクなものではなかろうとは思っていたのですが、ここまで酷いとは予想外でした。なにしろ、100点満点で都道府県平均20点・政令市平均25点。50点を超えたのが1個（さいたま市54点）しかなかったのです。ちなみに、岡山県は26点で都道府県中13位、岡山市は23点で政令市中11位でした。（最低は埼玉県・愛媛県の5点。）何が悪いかというと、①自動車リース料とかガソリン代の扱いとか政党組織への還流とか、本来とんでもない支出が許されているのもさることながら、勝るとも劣らず問題なのは、②＜議員自身の判断で支出していいかどうかを決められる＞マニュアルが多すぎるのです。これ、マニュアルとは言わんよね。

とりあえず、各地で、『もっとちゃんとしたマニュアルを作れ』という運動をすることになりました。岡山も判決が1つ確定した段階で（いま言ってもどうせ聞きやしないでしょうから）、やってみますか……

NPO法人の認定を「更新しない」方針について

市民オンブズマンおかやまは、現在「認定NPO法人」で、寄付金について所得税の寄付金控除が受けられます。

この「認定」は、2026年3月30日まで有効で、それ以後も「認定」を受けるには今年度中から「更新申請」の準備を始めなければならないのですが、このたび理事会（幹事会）では、「2026年度以降については、認定の更新申請をしない」方針を決めました。その場合、オンブズマンは、2026年度以後も「NPO法人」ではあるのですが、寄付金控除の対象にはなりません。

「更新申請しない」理由は、以下のとおりです。

1 更新を受けるためには、多数の人から寄付金をいただかなければならず、その努力が相当にたいへんです。そのうえに、みなさんに余分のご負担をおかけするこ

とになります。

2 認定NPO法人でいることのメリットは、寄付してくださる方が寄付金控除を受けられることなのですが、ここ数年、オンブズマンがいただいている「寄付」はあまり多くないので、メリットがあまり大きくないのです。

3 さらに厄介なのが、認定NPOの場合、運営についてのお役所からの「指導」が多くて、作らなければならない書類が多くしかも複雑になり、その事務処理だけでもタイヘンなのです。

というわけで、「認定NPOでいようとすると、苦勞が多いのにメリットが少なすぎて、ワリに合わないから、認定の更新を受けるのはヤメにしよう」という結論になった次第です。

あしからずご理解いただき、今後とも、オンブズマンの活動を引き続きご支援くださるよう、お願い申し上げます。



岡山芸術創造劇場ハレノワ

能瀬英太郎

今年も残りわずかになった。12月になると恒例なのが、ベートーベン作曲の第9交響曲「合唱」の演奏会だ。岡山市に新しくできた岡山芸術創造劇場ハレノワで聴くとまた格別だろうが、ここの大劇場はクラシックなどの生演奏に向かない設計になっているようだ。大金をかけたワリには機能的ではないという批判もある。理由は現在あるシンフォニー・ホール(2001席)と機能をすみわけするためだと関係者はいう。岡山市年間予算の約1割にもあたる高い買物をしたのだから相応の説明がいるのに簡単な言い訳では納得できない。

老朽化した市民会館と市民文化ホールに代わる文化拠点として「ハレノワ」を購入したという。建設したのは千日前地区の再開発組合で、岡山市の買取り価格は235億円、2015年に発表したときより建設費が70億円も増えている。収容人員は大劇場には1750人、中劇場では800人。

私は1956年に高校を卒業し最初に就職した山陽新聞では組合活動が盛んであった。労働組合は賃上げ闘争、ボーナス交渉など熱心にやったが安月給はおいそれと変わらなかった。組合の事務所には専従職員が1人だけいて、気の置けない場所だった。昼休みには社内食堂で安いうどんを食べ、残り時間はここで同僚と一緒にレコードを聞いた。事務所には立派な音響装置があり自由に使えた。LPが開始したころでCDになるのはもうちょっと後になる。

組合は文化活動の一環として、全国規模で

展開していた労音(全国勤労者音楽協議会)への加入を新入社員にすすめた。私は労音の他、労演、映画サークルなどへも入った。しかし当時岡山市内で音楽イベントがやれる施設は、岡山空襲で焼け残った岡山市公会堂が1個所で冷暖房はなし、1階の観客席は7人掛けの長椅子、床はコンクリート張り、冬には底冷えがひどかった。

労音は内外の演奏家を呼んで月1回定期的に演奏会を開いた。私が最初に参加したのはバイオリン独奏会で、巖本真理さんが冬の寒い日にもかかわらず両腕も露わに熱演した。2回目以後聞いた演奏者を覚えていないのだから、生まれて初めて聞いた生演奏がよっぽど印象深かったのだろう。公会堂は今の県庁舎のあたりに建っていて、横が国道だったので車の通行が多く、ときおり館内にはクラクションが壁を通して響いた。天井を住みかとするコウモリは、演奏会が始まると驚いて数匹がステージ上を飛びまわる始末だった。

戦後10年を経過すると世の中も少しは落ち着いてきたので、日本人も食うことばかり追われる生活から文化的慾求も高まって来て、映画や音楽が人気を博した。歌手の三人娘美空ひばり、雪村いずみ、江利チエミがもてはやされたが、労音はクラシック一辺倒。その後会員の要求でジャズやラテン音楽もたまには取り上げたが、歌謡曲はやらなかった。戦時中の敵性音楽として禁止されていた、バッハ、ベートーベン、モーツァルトの曲が復活した。

電力事情は改善して停電も少なくなったが、公会堂の演奏会中に停電が発生したこともあった。今でも忘れられないのは、突然電気が消えて真っ暗になったのに、演奏家も観客も騒がなかったことだった。その時の曲目はベ

ートーベンの「クロイツェル・ソナタ」で演奏者はバイオリニストの江藤俊哉氏であった。バイオリンとピアノ伴奏が絡みつくように演奏されるのが印象的だった。同名の小説がロシアのトルストイにあるが、作品を読んでから音楽を聞くのと読まずに聞くのとでは印象がずいぶん違う。停電になった暗闇の中で聞いた私には、様々な想像力を掻き立てられた思い出がある。

労音の運営は会員の費用で賄われていたが、ギャラの高い演奏家は招かれず、人数の多い世界的に著名な交響楽団を聞くのは高嶺の花だった。私は若いころナニワブシの広沢虎三をラジオでよく聞いたが、労音の会員になったのを機にクラシック音楽に転向した。「第9交響曲合唱付き」はオーケストラとは別に合唱団員が100人位も参加するので、プロの合唱団に頼むと費用が高つく。そのため「第九」を歌うためだけに音楽好きの素人を集めて、にわか合唱団がつくられ数回の全体練習の後演奏会で披露した。「第九」の合唱に加わることは歌好きにとっては特別な思い出があるようだ。

岡山空襲で焼け残った岡山市公会堂を歴史的建造物として残せばよいのに1967年に取り壊し、せっかく空襲を逃れた建物は39年の短命に終わった。その後天満屋屋上の葦川会館で小規模の演奏会は開かれたが記憶はない。

古い岡山市公会堂は民間人(?)が寄付した建物のようなのである。

2024年10月23日の朝日新聞の題字下

に毎日掲載される「折々のことば」を読んでいたら、大阪中之島中央公会堂にふれた文章が載っていた。

「値ぶちがある」という言葉を大阪人は好んだと、日本経済史家は言う。見てくれがよくても、タメやもちがよくないと信用されない。持久性や効用をとくと比較考量すると、だが、大事なことには金を惜しまず、中之島中央公会堂も一経済人の寄付で建った。お役所より市民の集会場のほうが立派であるべきと?『関西と関東』から。

昭和12年発行の『山陽年鑑別冊』にはこんな記述もあった。

岡山市公会堂が建設されたのは昭和3年(1928)である。「岡山市公会堂落成式が3月18日公会堂大集會室にて挙行され、寄附者池田侯爵より市へ引渡式も当日挙行された。尚開館式は19日岡山市が主賓池田侯はじめ名士三百餘名を招待して舉行した。』『岡山縣七十年史』

現岡山市長はハコ物をつくるのがお好きと見える。山陽線北長瀬駅近くには北長瀬みずほ住座跡地がある。そこへ「岡山の未来を作り出すアリーナ」をつくる計画をもっていて、知事に協力を求めたが色よい返事はなかったようだ。そこで広報紙でアンケートを募集して、知事の協力はなくとも市民の賛成が多ければ実施するつもりらしい。知事と市長が記者会見しているテレビ画面では二人の笑顔はない。知事一族がオーナーの天満屋百貨店も池田侯爵の向こうをはってサッカー場でも造って岡山市へ寄付する計画でもあるのかも知れない。

(2024年11月11日記)